

かさしん法人向けインターネットバンキングサービス 補償制度について

当組合では、かさしん法人向けインターネットバンキングサービスをご利用のお客さまに安心してお使いいただけますよう補償制度を設けています。

補償制度とは、かさしん法人向けインターネットバンキングサービスにおいて、預金等の不正な払戻しに遭われた場合、一事故あたり3,000万円を限度に当組合が補償を実施するものです。

なお、ここでいう一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当組合が判定した事故をいいます。

ただし、以下の場合は補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することにつきましては、ご契約者様の申告、または当組合の調査（調査会社による調査を含みます）により、被害額の全部、または一部について補償いたしかねる場合がありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

◆ 補償対象とならない場合

- ご契約者様からの被害調査のご協力が得られない場合
- 警察に対して、被害事実等の事情説明を行っていただけない場合
- 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当組合へ事故の届出をしていただけなかった場合
- ご契約者様、またはご契約者様の従業員等（ご契約者様から金銭的利益その他の利益を得ている方）が故意または第三者にパスワードを教えた等の重大な過失による損害であった場合
- ご契約者様の従業員等（ご契約者様から金銭的利益その他の利益を得ている方）が加担した不正による損害であった場合
- ウィルス対策ソフトをご利用されていない場合
- 電子証明書サービスをご利用されていない場合
- いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合
- 戦争・内乱または地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合
- 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合